

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900757号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000028号

第1 結論

請求者のA社における平成29年2月24日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年2月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年2月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月24日

A社から支給された賞与について、被保険者賞与支払届の提出を失念したため、請求期間の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の請求期間に係る役員報酬明細書、賃金台帳及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成29年2月24日に同社から賞与として200万円を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年2月24日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年11月1日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年2月24日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000039号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000029号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年8月10日の標準賞与額を8万7,000円、同年12月28日及び平成17年8月10日の標準賞与額を17万1,000円、平成18年8月10日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成16年8月10日、同年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年8月10日、同年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月28日及び平成17年8月10日の標準賞与額を17万5,000円、平成18年8月10日の標準賞与額を17万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年8月10日
④ 平成18年8月10日

A社に勤務した請求期間①から④までの標準賞与額の記録がない。賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された請求期間①から④までに係る賞与明細書及び同僚の源泉徴収簿により、請求者は、平成16年8月10日、同年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日について、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年8月10日、同年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は8万7,000円、同年12月28日及び平成17年8月10日は17万1,000円、平成18年8月10日は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年8月10日、同年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日に係る請求者の賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②から④までについて、当該期間に係る賞与明細書及び上記源泉徴収簿により、請求者は事業主から平成16年12月28日及び平成17年8月10日に標準賞与額17万5,000円並びに平成18年8月10日に標準賞与額17万8,000円に相当する賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、平成16年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日について、賞与明細書により確認できる賞与額から、平成16年12月28日及び平成17年8月10日は17万5,000円、平成18年8月10日は17万8,000円とすることが必要である。

なお、平成16年12月28日、平成17年8月10日及び平成18年8月10日の訂正後の標準賞与額（上記厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。